

「京都市医療法に基づく病院の人員及び施設の基準に関する条例（仮称）」の制定に係る市民意見募集の結果について

「京都市医療法に基づく病院の人員及び施設の基準に関する条例（仮称）」の制定に係る市民意見募集を下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。

いただいた御意見に対する京都市の考え方を取りまとめましたので、公表します。貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

記

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

平成27年11月12日（木）～平成27年12月11日（金）（30日間）

(2) 応募方法

郵送，FAX，電子メール，ホームページの意見送信フォーム

(3) リーフレットの配布場所

市役所，各区役所・支所，各保健センター，市内の各病院

2 御意見数

意見者数：31人，意見総数：34件

3 御意見をいただいた方の属性

(1) 居住地（人）

京都市在住	京都市通勤通学 (京都市在住以外)	その他	合計
22	7	2	31

(2) 年齢（人）

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合計
0	3	3	12	9	4	0	31

(3) 性別（人）

男性	女性	合計
17	14	31

4 御意見の内容と本市の考え方

(1) 条例案に賛同する内容の御意見 (意見数：17)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでと同じ基準で良い。 ・今以上の厳しい基準は、病院の経営を圧迫し、労働条件に悪影響が出るのではないか。 ・事務移管がされただけなのに、今までと基準が大きく変わっても混乱する。 ・病院の人員・設備は、国内で優劣があってはならない。 	17件	市民の皆様が安心してかかれる病院であるよう、今後も各病院への定期的立入検査等を通じ、法令・条例の遵守及び安全・衛生管理等について、必要な指導を行ってまいります。

(2) より詳細な基準を設けるべきであるとの御意見 (意見数：14)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【診療放射線技師について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エックス線装置を持っている病院には、診療放射線技師を置く必要があると思う。 	1件	各病院ごとに装置の保有状況や取扱件数等が異なるため、一概には言えませんが、エックス線装置を保有する病院であれば、病院の判断により適当数の診療放射線技師を配置すべきと考えます。
<p>【管理栄養士について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、栄養療法の重要視により、病院内での管理栄養士の必要性が増しており、人員の改善が必要だ。 	1件	管理栄養士については、厚生労働大臣から特定機能病院の承認を受けた病院を除いては、法令上規定がないため、配置の義務化は考えておりませんが、各病院の実情を踏まえ、必要な人員を配置することが望ましいと考えます。
<p>【事務職員について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ソーシャルワーカー等の事務職が過剰供給されており、人員をより圧縮できる適正配置の基準が必要だと思う。 	1件	本条例は市民の皆様が安心できる医療サービスの確保が目的であるため、人員を圧縮するための基準を定める予定はありません。
<p>【社会福祉士, 精神保健福祉士について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科のある病院では、患者の退院後に在宅や地域で安心して生活できるよう、社会福祉士, 精神保健福祉士の役割が重要である。 	1件	社会福祉士や精神保健福祉士については、法令上規定がないため、配置の義務化は考えておりませんが、各病院の患者の状況に合わせ、必要な人員を配置することが望ましいと考えます。
<p>【その他従業者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が爆発して火事になったら危ないので、その扱い方に慣れている人が良いと思う。 	1件	各病院においては法令を遵守し、安全管理に万全を期す必要があります。本市としても立入検査等を通じ、必要な指導を今後も行ってまいります。

<p>【歯科衛生士について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科衛生士が「その他の従業者」にまとめられるのは妥当ではなく、個別に規定すべきである。 ・ 条例案の記載では、歯科衛生士の業務を看護師や准看護師で代用するとの意味に読める。歯科衛生士の資格を軽く見ているのではないか。 ・ 歯肉の状態や、義歯や咬合の不具合等の症状を見ることは、医師や看護師にはできない。 ・ 歯科衛生士は、少なくとも歯科ユニット数と同数が必要である。 ・ 京都市が全国に先駆けて歯科衛生士の配置を義務付けて、患者のQOLの向上を図ることが、医療費の削減にも繋がる。 	9 件	<p>本市としても、入院患者等の口腔ケアの必要性が注目される現在、歯科衛生士の役割がより一層高まっていると考えます。</p> <p>しかし、本条例案で個別に挙げていない職種は他にもあり、歯科衛生士のみを追加規定することは予定しておりません。</p> <p>また、「病院の実情に応じた適当数」以上の具体的基準を定め、それを全病院に義務付けることは、病院運営上の影響が非常に大きいため、困難と考えます。</p> <p>なお、看護師等の項目にある「このうちの適当数を歯科衛生士に替えることができる」との表記は、必要に応じ、病院の判断により歯科衛生士の配置を可能とする規定であり、歯科衛生士の業務を看護師等に代替させるとの趣旨ではありません。</p> <p>現在の医療法施行規則や京都府の条例もこれと同一の表現であり、本市としてこれを変更することは考えていませんが、いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。</p>
--	-----	--

(3) その他の御意見 (意見数：3)

市民の皆様の御意見 (概要)	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科の病院は、デイケアセンターや就学支援施設等と連絡を密にし、患者が退院後も自宅や地域で暮らしていけるような取組を行うことが必要。 	1 件	各病院が必要な人員を配置したうえで、実情に応じた自主的な取組を行うことが望ましいと考えますが、いただいた御意見は、今後の参考にさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科や産科のある病院では、不安を抱える妊婦が安心して通院、出産できるような取組が大事である。 	1 件	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医者や看護師の数も大事だが、患者を大切にする人を育ててほしい。 	1 件	